

令和元年十月四日提出  
質問第一二二号

小泉進次郎環境大臣の福島県内の除去土壌等の最終処分に対する発言に関する質問主意書

提出者 中谷一馬

小泉進次郎環境大臣の福島県内の除去土壌等の最終処分に対しての発言に関する質問主意書

小泉進次郎環境大臣は二〇一九年九月十七日、福島県の四町長（大熊町・双葉町・富岡町・楡葉町）と会談を行った。会談後の記者会見で、小泉進次郎環境大臣は、二〇四五年度までに、中間貯蔵施設に貯蔵する除去土壌等を福島県外で最終処分を行う方針を示したが、その際の小泉進次郎環境大臣の発言がポエムのようで内容がわからないという国民の意見が報道されていることから、その見解について政府に確認したく、以下質問する。

一 最終処分場の検討が進んでいない現状と見通しについて見解を聞かれた小泉進次郎環境大臣は「これは福島県民の皆さんとの約束だと思っています。その約束は守るためにあるものです。全力を尽くします。」と回答した。

また、具体策について問われると、「私の中で三十年後っていうことを考えた時に、三十年後の自分は何歳かなと、あの発災直後から考えていました。だからこそ私は健康でいらればその三十年後の約束を守れるかどうかという、その節目を私は見届けることができる可能性のある政治家だと思います。だからこそ果たせる責任もあると思うので、その思いがなければ、ふたば未来学園の取組も私は取り組んでい

ません。教育というのは一過性の支援ではできません。生徒たちの社会に羽ばたいた後の人生も含めて責任を負うんだと、そういったことも含めての思いがあるからこそ取り組んできました。この三十年の約束も私はその思いで、ライフワークだと言ってきたことをしつかり形にするために全力を尽くしたいと思いません。」ということ述べたと承知しているが、この発言はどういう意味であるのか。国民にもわかりやすく明瞭にご説明を頂きたい。

二 「福島復興再生基本方針」（平成二十四年七月十三日閣議決定）等に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した除去土壌等を二〇四五年三月までに福島県外で最終処分する必要があるが、その最終処分場の検討に関する具体策が、「私の中で三十年後っていうことを考えた時に、三十年後の自分は何歳かなと、あの発災直後から考えていました。だからこそ私は健康でいらればその三十年後の約束を守るかどうかという、その節目を私は見届けることができる可能性のある政治家だと思います。だからこそ果たせる責任もあると思うので、その思いがなければ、ふたば未来学園の取組も私は取り組んでいません。教育というのは一過性の支援ではできません。生徒たちの社会に羽ばたいた後の人生も含めて責任を負うんだと、そういったことも含めての思いがあるからこそ取り組んできました。この三十年の約束も

私はその思いで、ライフワークだと言ってきたことをしっかり形にするために全力を尽くしたいと思えます。」とのことであるが、この環境大臣の発言が二〇一九年九月十七日時点における政府の具体策に関する公式見解であるのか。また違うとすれば、この見解を訂正した上で、原子力発電所事故で発生した除染廃棄物・除去土壌等を二〇四五年三月までに福島県外で最終処分を行う検討が進んでいない現状及び今後の見通し、具体策について政府の見解を明瞭に示されたい。

右質問する。